

市第 124 号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部を改正する条例

（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正）

第 1 条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（
平成24年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第16条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

第27条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える

。

第28条第 1 項第 4 号ア中「第13条第 3 項第 2 号」を「第13条第
3 項第 3 号」に改める。

第43条第 2 号、第56条第 1 項、第65条第 1 項、第 4 項ただし書
及び第11項ただし書、第84条第 1 項、第96条第 1 項並びに第 102
条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関
する条例の一部改正）

第 2 条 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準

に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書及び第3号並びに第7項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第3条 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書及び第4号並びに第4項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部改正）

第4条 横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成27年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号オ(イ) b 中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第5条 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第16条及び第28条第1項第4号アの改正規定は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第 16 条 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の設置者が、入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「内閣府令」という。）の規定により子ども家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

(職員)

第 27 条 乳幼児 10 人以上を入所させる乳児院には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

(第 2 項から第 9 項まで省略)

(乳児院の長の資格等)

第 28 条 乳児院の長は、次のいずれかに該当し、かつ、内閣府令の規定により子ども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するも

のでなければならない。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は内閣府令の規定によりこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(法第13条第3項第3号第13条第3項第2号の相談援助業務をいう。以下同じ。)(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間

(イ、ウ及び第2項省略)

(設備の基準の特例)

第43条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該保育所に入所している満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(第1号省略)

(2) 当該保育所又は横浜市の栄養士又は管理栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあることその他栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(第3号から第5号まで省略)

(職員)

第56条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

(第2項から第6項まで省略)

(職員)

第65条 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。))を除く。)を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として内閣府令の規定によりこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

(第2項及び第3項省略)

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項本文に規定する職員並びに医師及び看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

(第5項から第10項まで省略)

11 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項本文に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

(第12項及び第13項省略)

(職員)

第84条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他内閣府令の規定によりこども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設又は場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士又は管理栄養士

(第2号から第5号まで及び第2項から第5項まで省略)

(職員)

第96条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かない

ことができる。

(第2項から第6項まで省略)

(職員)

第102条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）
、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士 又は管理栄養士 並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士 又は管理栄養士 を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

(第2項から第5項まで省略)

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

(上段 改正案
下段 現行)

第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第3号の栄養士 又は管理栄養士 を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第4号の調理員を置かないことができる。

(第1号及び第2号省略)

(3) 栄養士 又は管理栄養士 1人以上

(第4号、第5号及び第2項から第6項まで省略)

7 第1項(第1号を除く。)、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士 又は管理栄養士 及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(第8項及び第9項省略)

横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(抜粋)

(上段 改正案
下段 現行)

(従業者の員数)

第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士 又は管理栄養士 を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 栄養士 又は管理栄養士 1人以上

(第5号、第6号、第2項及び第3項省略)

4 第1項各号(第1号を除く。)及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でな

ればならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士 又は管理栄養士 及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

横浜市認定こども園の要件を定める条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行

（法第3条第1項の要件）

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

（第1号から第5号まで省略）

(6) 施設設備について、次に掲げる基準に適合すること。

（アからエまで省略）

オ 調理室が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（ア）省略）

(イ) 満3歳以上の子どもに対してのみ教育及び保育を提供する認定こども園として認定を受けようとする場合であって、次に掲げる基準に適合し、かつ、当該施設以外の場所で調理したものを搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により適切に食事の提供を行うことができると認められるとき。

（a 省略）

b 献立等について、栄養士 又は管理栄養士 から必要な栄養の指導を受けることができる体制が確保されているこ

と。

(c から e まで、カ及び第7号から第11号まで省略)

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する
条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（食事の提供の特例）

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（第1号省略）

- (2) 当該家庭的保育事業所等又は横浜市の栄養士 又は管理栄養士 により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあることその他栄養士 又は管理栄養士 による必要な配慮が行われること。

（第3号から第5号まで及び第2項省略）